

CO2の漏洩等に伴う第三者に対する賠償責任は石油天然ガス開発に係る保険のプラクティスを援用することで、保険組成可能

■ 石油天然ガス開発/EORの事例も踏まえ、一定程度の賠償責任に対する保険化は検討可能 一般的な賠償責任保険で補償される内容

- 民事上の賠償責任（＝罰金や制裁的な課徴金は対象外）
- サイトでの作業に起因する事故や有害物質の漏洩に起因する、第三者の身体傷害および物的損害
- 防御費用、応訴費用
- 急激かつ偶発的な事由
- 保険期間は一年ごとの更新

一般的な賠償責任保険で補償され**ない**内容

- 慢性的（Gradual）な漏洩、影響
- 法律上の賠償責任を超えた費用（"ex gratia", お見舞い金等）
- 契約上加重された責任
- レザボア、地下構造の損害に対する責任

■ 通常の賠償責任保険からの拡張検討が必要となる要素

1. 無過失責任の適用有無

- 通常の賠償責任保険は過失責任主義を想定

2. 「不可抗力」の取り扱い

- 天災、その他の不可抗力としてどのような事象が想定、定義されるか
- 保険の対象とするには、デューデリジェンス、保安責任の履行義務を果たすことが必要

3. 責任の年限(≒保険を付保する対象となる期間)

- 保険付保義務がいつ開始し、いつ終了するかを明確に定義することが必要